

新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉施設への説明会

令和2年7月14日（火）【午前の部】 10:30～11:30

【午後の部】 13:30～14:30

京都府乙訓保健所 講堂

福祉施設における 新型コロナウイルス感染症 対策について



京都府乙訓保健所 企画調整課

内 容

- 1 新型コロナウイルスの特徴
- 2 症例定義
- 3 平常時の感染防止対策
- 4 実際の対応

1 新型コロナウイルスの特徴

【感染経路】

(1) 飛沫感染

患者（半径2m程度）の咳やくしゃみ等の飛沫（しぶき）を直接吸い込む、または目・鼻・口の粘膜に付着する。

（換気の悪い環境では、これらがなくても感染する可能性あり）

＜例＞ マスクなしのにぎやかな会話

(2) 接触感染

患者の咳やくしゃみ等の飛沫（しぶき）や痰・鼻水等の体液が付いた物や設備（手すり等）にさわりの、その手で口、鼻、眼を触る。

【潜伏期】 1-14日（多くは5-6日）

*健康観察期間 14日間

【感染可能期間】 発症2日前から 発症後7～10日間程度

【症状】 風邪と同じような症状

発熱、咳やくしゃみ、痰などの呼吸器症状、強い倦怠感、
味覚障害、嗅覚障害 等

多くの場合、軽症で回復するが、**高齢者や基礎疾患（※）
のある人は重症化しやすい**

【確定診断】 PCR検査 等

（鼻咽頭拭い液、唾液等を採取）

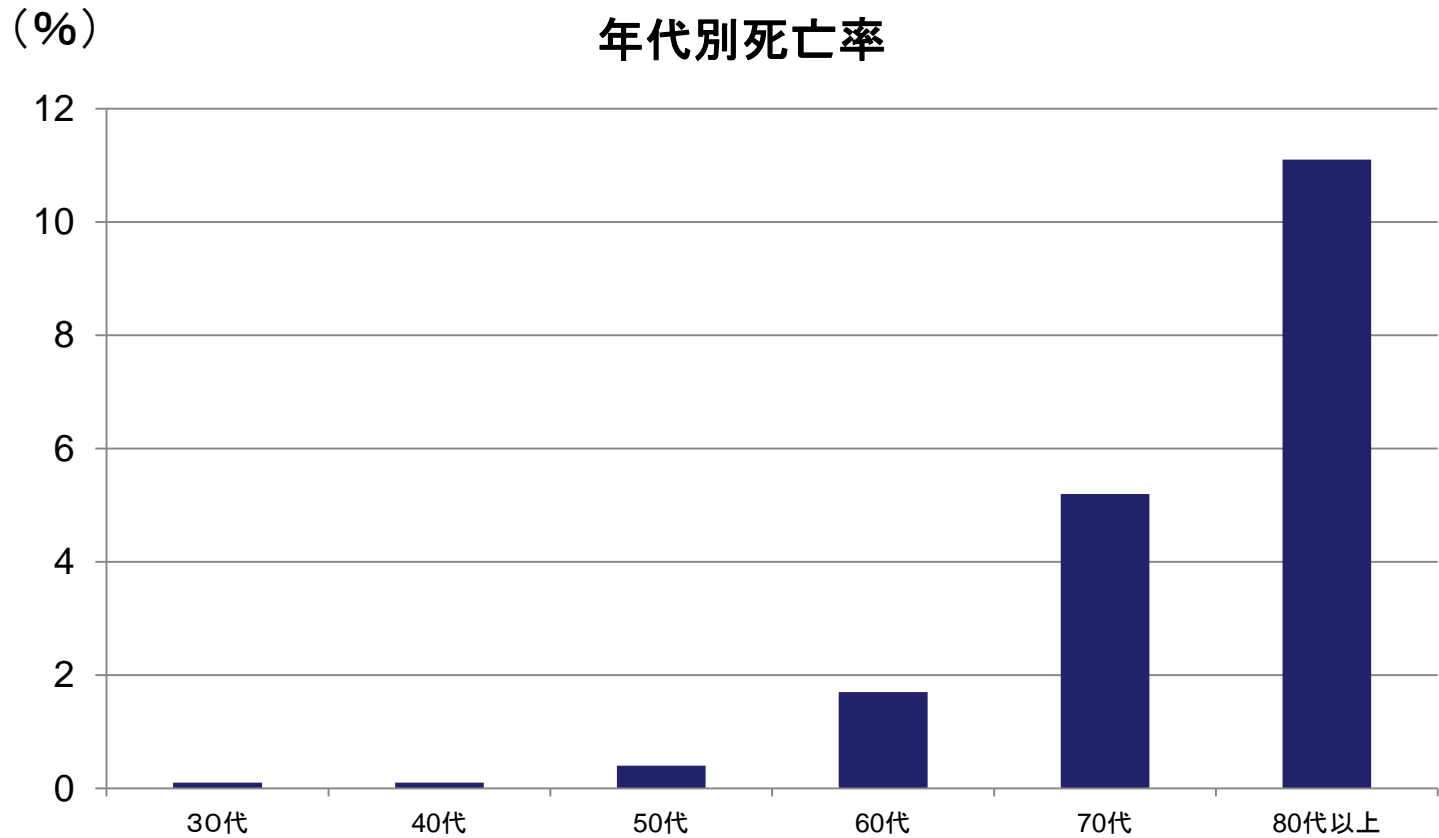
【治療法】 対症療法

【ワクチン】 なし

※ 心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患等

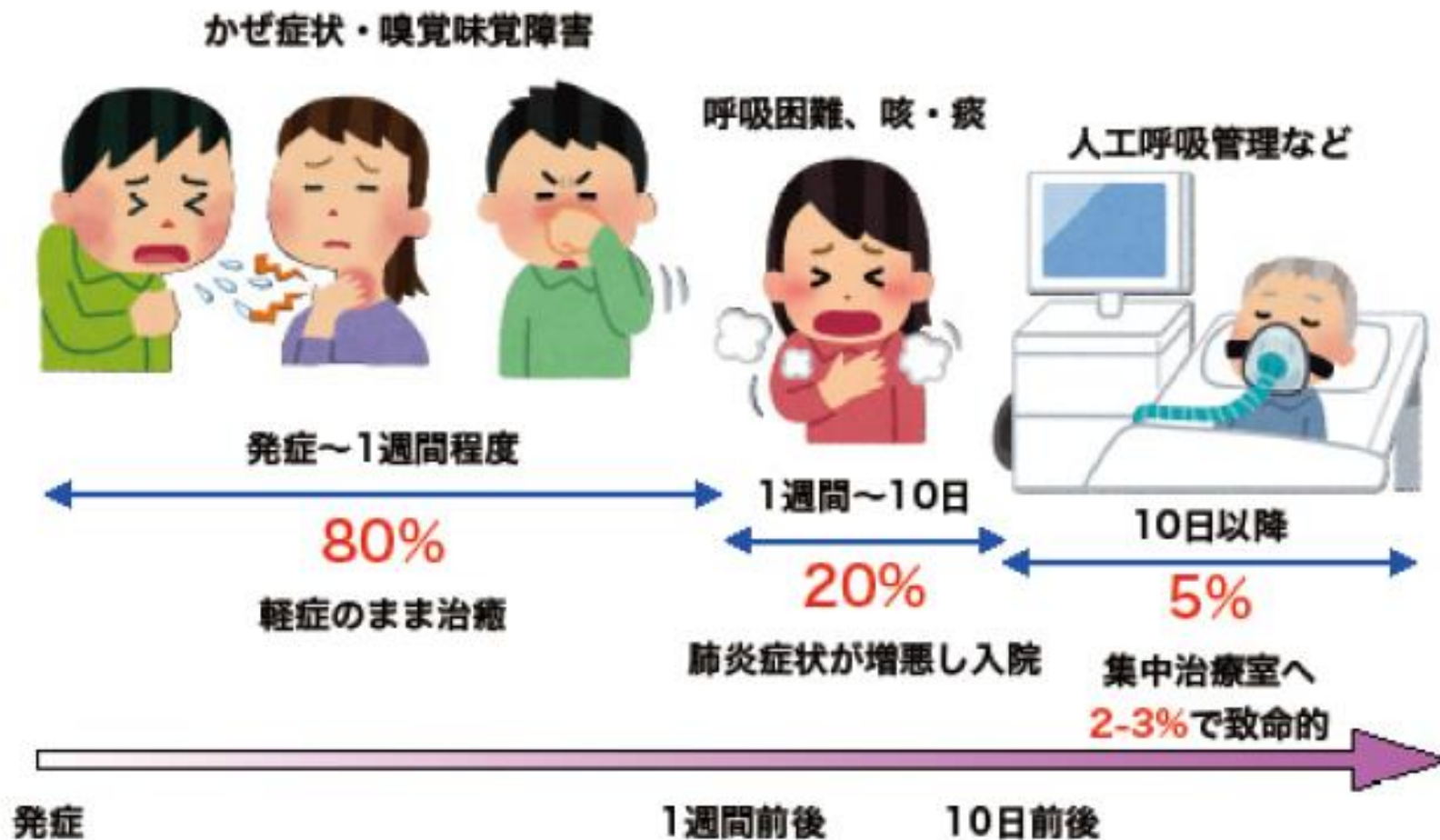


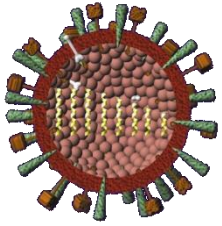
年齢別死亡率



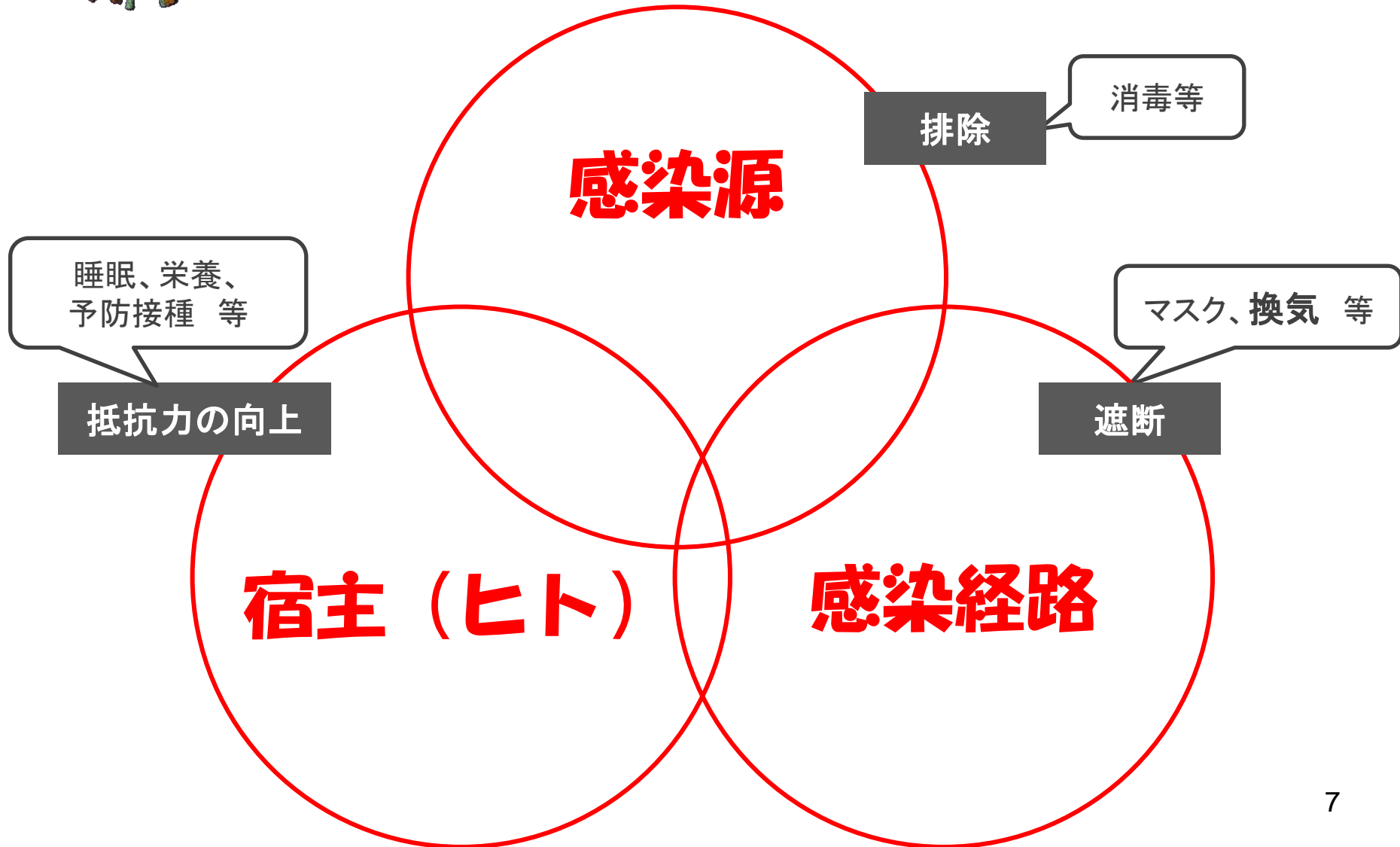
(4月19日午後6時時点 厚生労働省まとめ)

新型コロナウイルス感染症の経過





感染成立の3要素



2 症例定義

分類	定義	検査結果
患者（確定例）	臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、 検査により 新型コロナウイルス感染症と診断された者	陽性
無症状病原体保有者	臨床的特徴を呈していないが、 検査により 新型コロナウイルス感染症と診断された者	陽性
疑似症患者	臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者	未判明

「濃厚接触者」について

陽性と判明した者（「患者（確定例）」及び「無症状病原体保有者」）の**感染可能期間（※）**に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 陽性と判明した者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに陽性と判明した者を診察、看護もしくは介護していた者
- 陽性と判明した者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性と判明した者と**15分以上**の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※感染可能期間

患者（確定例）：発症2日前から入院等の開始までの間

無症状病原体保有者：検体採取日の2日前から入院等の開始までの間

3 平常時の感染防止対策

職員を介しての感染リスクの低減

- ①自分が感染しない
- ②利用者に感染させない
- ③利用者間の感染を媒介しない

【職員の健康管理】

- 有症状時は出勤しないことを徹底
毎日検温し、熱、咳などがある時は、管理者へ報告
- 手指衛生の徹底
出勤時、利用者ごと、ケアごと、防護具の着脱前後など
- 咳エチケットの励行
マスクを正しくつける、表面を触らない等
- 三密を避ける



手洗いの基本

～ ウイルスを洗い流す ～

- ① 爪は短く、時計・指輪ははずす
- ② 石けんを使い十分にこすり洗い
- ③ 十分な水で洗い流す
- ④ 蛇口も洗い流す
- ⑤ 手洗い後はペーパータオル、タオル交換



手指消毒の注意点

～ ウイルスの膜を壊すことで無毒化する ～

- 手指消毒は、エタノール（濃度70～95%）を手に擦り込んで使用する。
- 目で見える汚れが手についていない状態で使う。
- 手を洗った後は、十分乾燥させてから使う。
 - ※ 手が濡れているとエタノールの濃度が低くなり、十分な消毒効果が得られない。



予防衣の活用

- 体液が飛び散る可能性があるときは、マスクの他、手袋、エプロン、フェイスシールド（なければゴーグル）を使用する。



- 少なくとも手袋やエプロンは利用者毎に交換する。

※患者と接した時は、エプロンやフェイスシールドの外側や手袋は不潔となる。

※着脱を失敗し、もし手袋がうまく脱げなくても、慌てない。
清潔な部分に触れる前に消毒又は手洗いすれば良い。

ゾーニングの基本

～ ウィルスを持ち出さない ～

汚染区域：レッドゾーン（患者、無症状病原体保有者、疑似症患者の居室）

準汚染区域：イエローゾーン（防護具の脱衣場所）

清潔区域：グリーンゾーン（防護具の着衣場所、詰所）

人や物の動き、流れが交差しないよう、ポスター掲示、ビニルテープ、パーテーション等を利用

☆ **レッドゾーン**で対応する職員も予め決めておきましょう。その際、本人の意向を確認すること、個人防護具の着脱について、介助者ととともに事前訓練を行っておくことが大切です。

新型コロナウイルスの環境消毒

新型コロナウイルスは、手すりやドアノブ等への付着環境でもかなり長く生きている場合がある。

(ステンレスなどでは最大72時間)

共用の文房具やタッチパネル、パソコンのマウス等も要注意！

環境消毒（手すり、ドアノブ、机の上等）

エタノール（濃度70%~95%）による清拭

もしくは

次亜塩素酸ナトリウム液（*）で清拭後、湿式清掃し乾燥させる



*次亜塩素酸ナトリウム（*金属は腐食しやすいので注意）

明らかな汚染がない場合： 0.05%（500 ppm）

汚染物質が付着している場合 0.1%（1000 ppm）

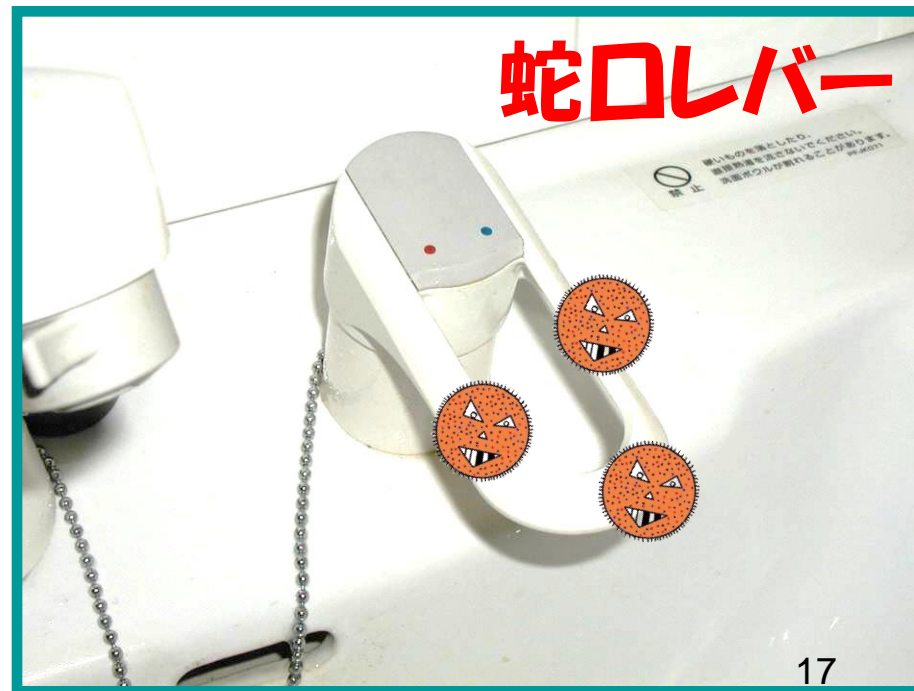
家庭用漂白剤を用いた次亜塩素酸ナトリウム 消毒液の作り方

	明らかな汚染がない場合	汚染物質が付着している場合
濃度	100倍 約0.05% (500ppm)	50倍 0.1% (1000ppm)
漂白剤の量	ペットボトルのキャップ2杯 (約10ml)	ペットボトルのキャップ4杯 (約20ml)
水の量	ペットボトル500ml×2本	


- *市販の家庭用漂白剤は、塩素濃度は約5%です。
- *次亜塩素酸ナトリウムは、においが少し強いので、換気を忘れずに！
- *作り置きはダメ、塩素が抜けてしまいます。

手をふれる場所や身の回りの物の清潔・消毒


人が直接手を触れる部分は、ウイルスに汚染されている可能性があります



4 実際の対応

内容	施設	乙訓保健所
<p>(1) 施設からの相談</p>	<p>①保健所へ電話連絡</p> <p><例> ○高齢の利用者が、昨夜から、発熱と強い倦怠感の症状がある ○囑託医に電話で相談したところ、「コロナかもしれないので保健所に連絡を」と言われた</p>  <p>④病院（帰国者・接触者外来）を受診、検体採取等</p> <p>病院への送迎は、付き添いも含め、原則として施設で対応</p>	<p>②施設から電話で聞き取り</p> <p>保健所長がPCR検査等を要すると判断</p> <p>③病院（帰国者・接触者外来）に受診調整</p> <p><受診日時の設定> 相談が平日の午前中なら、同日14時の受診予約となる場合が多い。</p>

内容	結果	施設	乙訓保健所
<p>(2) 検査結果判明</p> <p>(概ね2~3日以内に判明(検査実施機関の状況による))</p>	陰性	<p>②利用者(または家族)から検査結果の報告を受ける</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; color: red;">14日間は健康観察を! (偽陰性の可能性に留意)</p>	<p>①利用者の検査結果を本人または家族に電話で報告</p> <p>※本人または家族には、検査結果を施設に報告するよう依頼</p> <p>(参考) 保健所を介さずに病院(帰国者・接触者外来)を直接受診された場合は、その病院から結果報告。</p>
	陽性	<p>②原則として、入院療養に向けて、施設内で待機</p>	<p>①利用者の検査結果を本人または家族に電話で報告</p> <p>②利用者(陽性と判明した者)の周辺に関する積極的疫学調査を開始 (→次ページ)</p> <p>③京都府の入院医療コントロールセンターが入院先を決定した後、保健所公用車等で搬送</p>

内容	施設	乙訓保健所
<p>(3) 積極的疫学調査等</p>	<p>積極的疫学調査への協力</p> <p>周辺環境の消毒</p> <p>利用者（陽性者）の周辺を中心に消毒 （施設内の消毒範囲・方法及び今後の感染拡大防止策について、保健所が指導・助言を行う）</p> 	<p>積極的疫学調査</p> <p>①利用者（陽性と判明した者）について、<u>発症2日前に遡って</u>情報を収集し、濃厚接触者の範囲を総合的に判断</p> <p>【調査対象】 面会の家族・知人、職員、他の利用者、囑託医 等</p> <p>【主な視点】 ○マスク着用の有無、手指衛生の徹底状況、換気の状態、共用物の有無と消毒の状態等 ○飛沫感染リスクの高い状況の有無 <例> マスク無しでにぎやかな会話や歌唱を行った場面があったか</p> <p>②濃厚接触者がいると特定した場合、個別の情報収集を行い、その濃厚接触者にPCR検査と2週間の外出自粛・健康観察を要請</p>

乙訓保健所に御相談いただく目安

利用者に、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

帰国者・接触者相談センター

【京都府】

075-414-4726

平日・土・日・祝日 24時間対応

【乙訓保健所】

075-933-1153

平日 8:30~17:15



参考資料

○新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第2. 1 版

○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）
（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

○一般社団法人日本環境感染学会ホームページ

「福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=345



最新情報は、**WAM NET**
の掲示板に随時掲載され
ますので、御確認ください